

市街化調整区域で 土地・建物の購入や譲渡を ご計画のみなさまへ ～都市計画法違反にご注意ください～

市街化調整区域では、市街化を抑制するために建築行為（新築、改築、増築）、
開発行為及び用途の変更を制限しており、これらの行為を行う場合は、事前に
市長の許可を受けなければなりません。（一部の例外を除く。）

市街化調整区域で
家を購入し、
住めますか？



- 市街化調整区域内の建築物は、使用者や使用目的（用途）が制限されている場合があります。
- 確かめずに購入してしまうと、「増改築ができない」、「建物を使用できない」などのトラブルが発生する可能性があります。
- 土地の経過について、本市の許可履歴からお調べいたします。

* 市街化調整区域で建築行為、開発行為、土地・建物の購入や譲渡をご計画の際は、

まずは、**大津市都市計画部開発調整課**へご相談ください。

〒520-8575 大津市役所 本館 3階 都市計画部開発調整課

○電話 077-528-2876（指導係：市街化調整区域担当）

○E-Mail otsu1308@city.otsu.lg.jp